

液化石油ガス容器及びバルク貯槽処理工場認定に係る手続きについて

液化石油ガス容器及びバルク貯槽処理工場認定に係る手続きにつきましては、概ね以下のとおりとなります。

（１）事務局への連絡

認定工場について関心がありましたら、申請手続きの詳細説明、関係資料を送付しますので、末尾にある事務局に連絡してください。

（２）申請書提出

以下の必要書類を一般社団法人日本溶接容器工業会事務局に提出してください。なお、追加の資料をお願いする場合もあり、事務局からご相談させていただきます。（認定事業者には、当工業会が設置する容器処理委員会の委員となっていていただくため、当工業会の賛助会員となっていていただいています。）

- ① 一般社団法人日本溶接容器工業会入会申込書（様式１）
- ② 会社概要（様式２）
- ③ 液化石油ガス容器（バルク貯槽）くず化処理工場認定申請書（様式３）
- ④ 液化石油ガス容器（バルク貯槽）くず化処理工場現地調査表（様式４）

（３）現地調査費の支払い

一般社団法人日本溶接容器工業会事務局から請求書を送付しますので現地調査費として３０万円の支払いをお願いします。（審査結果の適否に関わらず現地調査を実施しますので、現地調査費は返金はできませんのでご了承のほどお願いします。）

（４）現地調査の実施

容器処理委員長及び委員長の指名する委員２名の計３名程度に事務局が同行します。現地調査の所要時間は、２時間程度を予定しています。

（５）認定証の交付

容器処理委員会における審査の結果、申請のあった事業所が処理設備及び処

理方法が規程に適合しているとして認定された場合、当工業会から「認定書」とともに「液化石油ガス容器処理認定事業所」と記載された看板（縦約50cm、横約20cm、厚さ約2～3cm）を送付します。

（６）賛助会員入会承諾書

処理工場として認定された事業者には理事会決議を踏まえて、賛助会員承諾書を送付します。賛助会員の会費は、入会金5万円と月会費3,000円を徴収します。

（７）高圧ガス容器・バルク貯槽処理管理表（マニフェスト）作成

処理容器の管理を行うため、マニフェストによる管理をお願いしています。マニフェスト用紙の印刷要望がありましたら事務局が手配し送付しますので、事務局に連絡いただければと思います。印刷代は、41,000円／1,000部を徴収させていただきます。印刷は、1,000部単位での注文としていただきます。（1,000部が最小単位となります。）

（８）容器処理委員会への協力

容器処理委員会において、5月頃を目途に定期的に容器処理に関する意見交換を目的に容器処理委員会を開催しています。また、秋には、容器処理に係る施設等の見学を含めた研修会を実施しています。このため、容器処理委員会の活動に参加していただく方を委員として登録をお願いします。委員の方には、委員会の開催案内や関連する行政機関の取り組み等の情報提供を行います。

以上が、概要となりますが必要があれば事務局に問い合わせして頂きますようお願い致します。

一般社団法人日本溶接容器工業会 担当：専務理事 桜庭（さくらば）

電 話 03-5733-2550

FAX 03-5733-2551

Email nichiyokou@isis.ocn.ne.jp